

# 2020年度実施 明石市(任期付短時間勤務職員)採用試験案内

## 消費生活相談員

消費生活相談員は、消費者利益の擁護と増進のため、市民の消費生活の安定と向上を図ることを目的に仕事をしています。

コロナ禍で、契約トラブルや悪質商法による被害が増える中、消費生活相談の重要性は、一層高まっています。

弱者が泣き寝入りすることがないよう、市民の皆さんの相談や苦情をお伺いし、トラブルの解決のために、あなたの知識・経験を活かしてみませんか。

ぜひ、あなたの応募をお待ちしています！！

試験日	2021年2月6日(土) ※予備日2月7日(日)
試験会場	明石市役所
受付期間	2020年12月22日(火) ~ 2021年1月25日(月)

## 1 募集内容

職 種	採用予定 人数	職務内容	受験資格
消費生活相談員	2名程度	<ul style="list-style-type: none"><li>消費生活に係る相談及び苦情の処理に関すること</li><li>消費者教育及び啓発に関すること など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>1956年（昭和31年）4月2日以降に生まれた方</li><li>学校教育法による高等学校を卒業した方（学校教育法により「高等学校卒」と同等と認められるものを含みます。）</li><li>パソコンの基本操作ができる方</li><li>消費生活相談員、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれかの資格を有する方</li></ul>

※ 外国人の受験資格については、永住許可を受けている人に限ります。

## 2 任用期間

2021年4月1日から2026年3月31日まで（最長5年間）

ただし、1年ごとの勤務成績によって任用を更新します。

また、任期最終年に再度試験を受験し、合格した場合、引き続き勤務することが可能です。

なお、任期中に65歳に達する者にあつては、65歳となる年度末までを任用期限とします。

採用後6月間は、地方公務員法第22条の規定に基づき条件付採用とし、その間職務を良好な成績で遂行した時に、正式採用とします。なお、再度の任用の都度、同様の取り扱いとなります。

## 3 試験合格から採用まで

合格基準を満たした者を、採用候補者名簿（有効期限2022年3月31日まで）に成績上位順で登載し、上位の者から順次、採用します。

2021年4月1日採用予定者には、2021年3月2日（火）に健康診断を行い、勤務に支障がないと認めるときは、4月1日に採用します。

年度途中で欠員が生じた場合（職員の退職等）には、採用候補者名簿の成績上位者から順次、健康診断を行い、勤務に支障がないと認めるときは、採用します。

ただし、採用候補者名簿に登載されても、採用されない場合があります。

## 4 試験内容等

試 験 日	内 容	場 所
2月6日（土） 【予備日2月7日（日）】	<ul style="list-style-type: none"><li>適性検査〔言語、計算、読図、読解等〕</li><li>個別面接</li></ul>	明石市役所

<注1>試験日は2月6日（土）を予定していますが、申込者が多数の場合は、2月7日（日）となる場合があります。試験日の選択はできません。その他試験日の詳細については、申込完了後に郵送でお知らせします。

<注2>新型コロナウイルス感染拡大状況等により、試験日及び試験内容を変更する場合があります。

## 5 試験結果発表

発表時期	発表方法
2月下旬	合格者のみに文書で通知します。また、合格者の受験番号を明石市のホームページに掲載します。

## 6 勤務条件、給与等

### ◆勤務時間・休暇

勤務時間	・1日7時間45分×週4日（週31時間勤務）（※） ・原則8：55～17：40（うち休憩1時間）
週休日	原則、日・月曜日及び指定する1日（週31時間勤務）
休日	祝日、年末年始（ただし、配属先により異なります。）
休暇	年次有給休暇20日（採用日により異なります）、夏季休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、子の看護休暇、短期介護休暇 等

※勤務時間は、1日6時間×週5日（週30時間勤務）となる場合があります。

### ◆給与

給料月額（地域手当を含む）	年収（年2回の賞与含む）
月額167,551円	年収約270万円

消費生活相談員の処遇改善を図るため、2021年4月より、上記のとおり給料月額及び年収の引き上げを行う予定です。

※ 上記年収は、賞与が満額支給された場合の金額となります。賞与は在職期間に応じて支給されるため、新規採用1年目の年収は上記金額よりも少なくなります。

※ 上記金額は、給与改定を受けて変更されることがあります。

※ 上記の他、時間外・休日勤務手当及び通勤手当等を、条例等に基づき支給します。

※ 1年ごとの任期更新時に昇給します（上限あり）。

### ◆健康保険等

全国協会けんぽ、厚生年金、雇用保険に加入します。



## 7 申込手続

申 込 書 類	(1) 明石市職員採用試験申込書（任期付短時間勤務職員）①、②（本市所定の様式） (2) 受験番号通知票（本市所定の様式） (3) 返信用封筒（長3サイズ（12cm×23.5cm）に返信先住所・宛名を明記し、84円切手を1枚貼り付けてください。） (4) 各種免許証等の写し
------------------	--

※ 外国籍の人は、上記のほかに特別永住者証明書、在留カード、在留資格が記載されている住民票の写しのうち、いずれかの写しを提出してください。

申 込 受 付	方 法	上記の申込書類を、受付期間内に <b>郵送</b> してください。 ※ 封筒の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書きしてください。 ※ <u>窓口持参での受付は行いません。</u>
	郵送先	〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市総務局職員室職員担当
	受 付 期 間	2020年12月22日（火）から2021年1月25日（月）まで <b>（必着）</b> ※ 2021年1月26日（火）以降に到着したものについては、いかなる理由があっても受付できませんので、余裕を持って発送を行うようにしてください。 ※ 受付終了後、受験番号通知票及び試験日程等を送付します。試験日の5日前までに受験番号通知票等が到着しない場合は、 <u>下記まで連絡してください。</u>

※ 申込受付の郵送先が「総務局職員室職員担当」となっている職種については、併願して申込ができますので、希望者は事前に下記まで連絡してください。

※ 受験者には、申込完了後に別途、兵庫県電子申請共同運営システムから基本情報等を入力していただきます。（入力に必要なインターネット環境が無い方は、下記へご連絡ください。）  
 ※ 入力方法等の詳細については、説明文書を受験番号通知票等に同封して郵送しますので、必ず確認してください。

郵 問 送 合 先	〒 673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市総務局職員室（職員担当） 電 話：078-918-5006 M a i l：jinji@city.akashi.lg.jp F a x：078-918-5145 H P：https://www.city.akashi.lg.jp
-----------------------	---